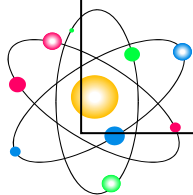




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成 21 年 3 月 30 日)



年金信託部

【厚生年金基金】

加算型移行に伴う特例措置の期限延長に関する通知

本日（平成 21 年 3 月 30 日）付けで標記の通知が改正されておりますのでご案内します。

「「厚生年金基金の設立認可について」等の一部改正及び「厚生年金基金の財政運営について」等の特例的扱いについて」の一部改正について

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1040&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000050883

なお、2 月 23 日の PENSION NEWS(※)にてご連絡のとおり、本改正に先立ちパブリックコメント手続きが行われておりました。

(※) <http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news//090223pnpasdsm.pdf>

以下、前回ご連絡の内容から変更ございません。

1. 改正の内容

中途脱退者の老齢年金給付の支給に関する義務の企業年金連合会への移転について、その財政への影響が大きい代行型基金が、当該影響の小さい加算型へ給付設計を変更する場合に、検討の準備期間として最大で平成 21 年 3 月 31 日までの間、企業年金連合会への移転を停止できるとされていましたが、当該期限を平成 24 年 3 月 31 日へ延長するものです。（当初の期限は平成 19 年 3 月 31 日でしたが、平成 19 年 3 月 30 日付で延長されており、今回で 2 度目の延長となります。）

2. 補足（特例措置の趣旨）

平成 16 年法改正によって、連合会へ移換する中途脱退者に係る基本部分の移換現価率が 5.5% から 3.2%ベースの率に変更されたことにより、プラスアルファが厚い代行型の厚生年金基金においては、プラスアルファ部分に係る移換金が大きく増加する懸念がありますが、本特例措置により、加算型移行する場合には、移換停止の規約変更を行ってから加算型移行までの間、移換を停止することが可能となります。

なお、移換を停止された中途脱退者は、加算型移行後も連合会へ移換しないこととなります。

以上



SUMITOMO TRUST 住友信託銀行